

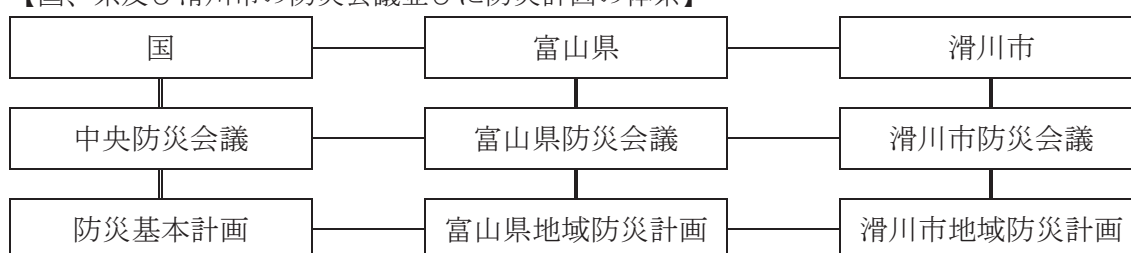
第1編 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

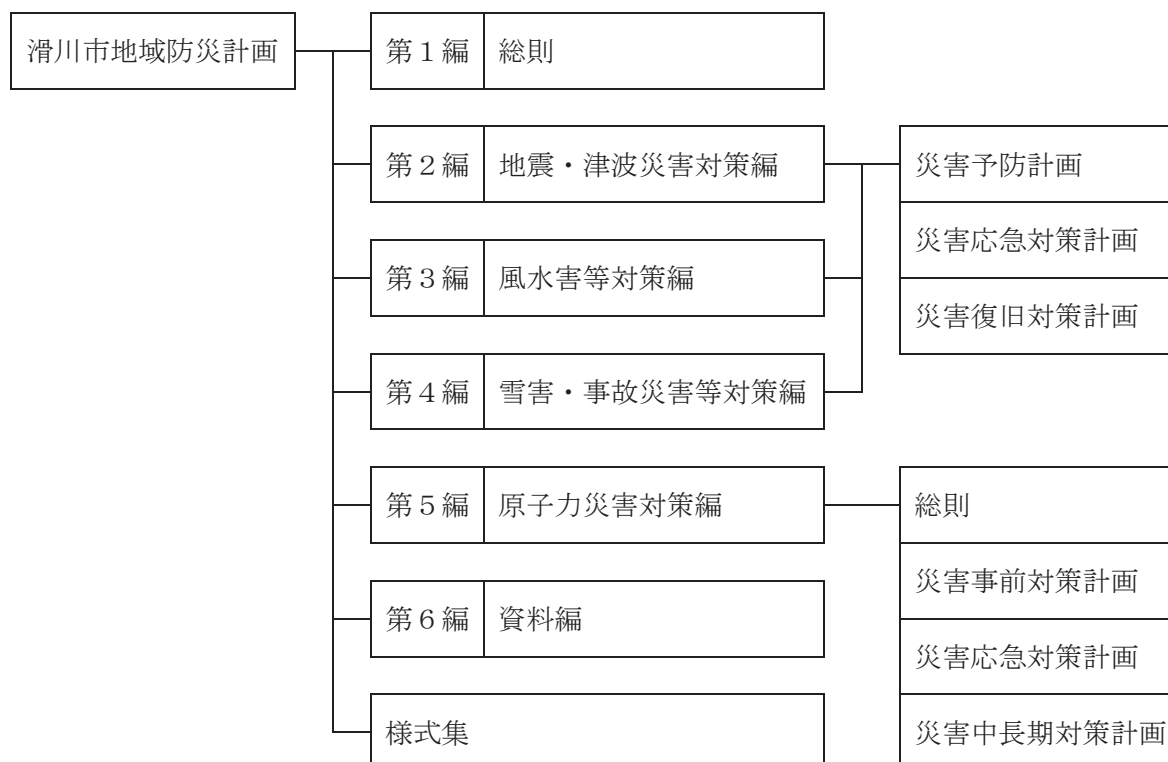
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、滑川市防災会議が滑川市の地域に係る災害に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、市、防災関係機関、市民等が相互に連携し、総力を結集することにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる防災都市づくりの推進に資することを目的とする。

【国、県及び滑川市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の位置づけ・構成

この計画は、市及び防災関係機関等が行う各種の防災活動の指針となり、防災対策事業の推進にあたっての基本となるものである。



この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を地震・津波災害対策編、第3編を風水害等対策編、第4編を雪害・事故災害等対策編、第5編を原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに、第6編を資料編とし、本計画に必要な関係資料を掲げ、巻末に様式集を記載した。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

4 計画の周知

計画の内容は、市職員、防災関係機関及びその他の防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底するよう努める。

5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2節 防災の基本方策

1 基本方針

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴った高度化、多様化した土地利用、また、密集市街地等の社会条件をあわせもつ本市において、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現を目指し、災害に強いまちづくりを推進するために、次に掲げる事項を基本方針とする。

(1) 減災に向けた災害予防

災害による被害を軽減するための平常時からの備えの継続的展開

(2) 地域防災力の向上

自主防災組織をはじめとした地域コミュニティ防災活動の推進

(3) 災害情報伝達体制の整備

災害情報の収集伝達体制の整備及び情報の共有化の推進

(4) 応急対策と避難環境の整備

的確な応急対策の実施と避難所等における避難環境の整備

(5) 災害対策本部の機能強化

迅速・的確な初動体制の確保

2 防災の各段階における基本方策

防災には、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の各段階があり、それぞれにおいて、国、県、市、公共機関、事業所及び市民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。なお、災害対策の各段階における基本方策は次のとおりである。

(1) 計画的な災害予防対策

ア 災害に強いまちづくりを実現するため、公共土木施設等の整備、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、ライフライン施設、廃棄物処理施設の安全性を強化する。

イ 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設、通信連絡体制、緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ関係機関との連携強化、相互応援体制の整備、災害対応業務のデジタル化の促進により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難所、生活救援物資等の確保、ボランティア活動の支援等により救援、救護体制を整備する。

ウ 日常から災害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識

の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）への啓発等により防災行動力を向上させるとともに、災害予防等の調査研究を推進する。

エ 事故災害防止のため、船舶の所有者、航空運送事業者、鉄軌道事業者及び危険物等施設の管理者等は、関係法令を遵守し、施設設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努めるものとする。

また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対し安全規程遵守のための検査、指導を徹底し、また施設の安全管理に万全を期し、事故災害の発生予防に努めるものとする。

(2) 迅速で円滑な災害応急対策

ア 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、市民への周知徹底を図る。特に土砂災害等の災害危険区域において災害が発生するおそれがある場合には、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」と総称する。）を発するなど災害による被害の軽減を図る活動を実施する。

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行い、迅速、的確な初動体制をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後は被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の迅速な収集、伝達を行う。

また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用を県へ働きかけるとともに、広域応援を要請する。

ウ 人命救助を最重点とし、被災者に対する救助、救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、市民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、県に対して緊急消防援助隊等の応援を要請する。

エ 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導、避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助、救急活動や消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制、輸送対策を実施する。さらに、被災者の生活維持に必要な飲料水、食料、生活必需品等の供給、廃棄物処理、防疫、衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動や福祉的な支援を行う。

オ 社会諸機能の応急復旧活動として、電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設や公共土木施設、社会教育施設等の応急復旧対策を速やかに講じるとともに、自宅や被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講じるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

カ 海上、航空、鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害についても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動体制をとり災害応急対策を

実施する。

(3) 速やかな災害復旧対策

ア 市民生活安定のための緊急対策として、生活相談実施、見舞金支給、被災者生活再建支援金制度の活用など、自立的生活再建を支援する。また、被災した中小企業者、農林漁業者に融資等を通じた支援を行い、早期の事業再建を図る。

イ 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導、助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。市、県その他の防災機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

3 各種計画等の作成

(1) 各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市その他防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市の実施すべき事項を取り入れるとともに、市の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

(2) 行動要領（マニュアル）の作成

市、県、その他の防災関係機関は各機関における防災計画を効果的に推進するため、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、多部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

ア 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員、防災関係機関、住民等への周知徹底

イ 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検・更新、防災関係機関・住民等への周知

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、滑川市及び富山県並びに市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 防災関係機関等の責務

市、県及び防災関係機関並びに市民、事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

(1) 市

- ア 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性、耐震性を強化する。
- イ 地域防災拠点施設を計画的に整備する。
- ウ 防災行政無線を計画的に整備する。
- エ 災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、市民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- オ 消防防災設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、県の消防防災ヘリコプターを活用するため臨時離着陸場を確保する。
- カ 水、食料、生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- キ 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の育成を積極的に推進するとともに、市民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

(2) 県

- ア 防災拠点施設の建設、防災上重要な公共施設や公共土木施設の耐震性の強化、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- イ 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し必要な支援を行う。
- ウ 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- エ 防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- オ 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。

(3) 防災関係機関

- ア 市民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。
- イ 消火、救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急

活動の総合力の向上に努める。

ウ 鉄道、バス、航空、船舶等の輸送事業者等は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の推進に努める。

(4) 市民

ア 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、飲料水、食料等の備蓄や災害危険区域における自主避難など自ら災害に備えるための対策を講じる。

イ 災害を防止するため、地域において相互に協力するとともに、市及び県が行う防災事業に協力し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

ウ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、活性化に努める。

エ 自主防災組織が行う防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、市及び県が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

(5) 事業所・企業

ア 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払うこと。市及び県の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の不燃化等に努める。

イ 消防計画等の策定や自衛消防隊の設置、訓練を行い、事業所の防災力を向上させるとともに、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。

ウ 危険物施設等の管理者等は、施設設備の安全性強化等に努め事故災害の防止を図るものとする。

エ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

2 防災関係機関等の業務大綱

(1) 市

事務又は業務の大綱
ア 滑川市防災会議に関する事
イ 災害対策の組織の整備に関する事
ウ 気象予警報等の情報伝達に関する事
エ 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事
オ 避難情報の発令に関する事
カ 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事
キ 被災者の救助、救護に関する事
ク 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事
ケ 消防活動及び水防対策に関する事
コ 水道事業の災害対策に関する事
サ 児童、生徒に対する応急教育に関する事
シ 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事
ス 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事
セ 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事
ソ 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事
タ 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事
チ 要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援に関する事

(2) 県

事務又は業務の大綱
ア 富山県防災会議に関する事
イ 災害対策の組織の整備に関する事
ウ 気象予警報等の情報伝達に関する事
エ 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事
オ 被災者の救援、救護に関する事
カ 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事
キ 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事
ク 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事
ケ 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事
コ 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事
サ 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事
シ 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事
ス 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事
セ 被災産業に対する融資等に関する事
ソ 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 オ 情報の収集及び連絡に関する事
北陸総合通信局	ア 情報通信の確保に関する事 イ 災害時における非常通信の運用監督に関する事 ウ 非常通信協議会の育成指導に関する事
北陸財務局	ア 地方公共団体に対する災害融資に関する事 イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事 ウ 主務省の要請による災害復旧事業費査定の手配に関する事 エ 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付に関する事 オ 避難所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報の収集及び情報提供に関する事
東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報の収集、連絡調整に関する事 イ 関係職員の派遣に関する事 ウ 関係機関との連絡調整に関する事
富山労働局	ア 災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関する事 イ 災害時における雇用対策に関する事
北陸農政局	ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事 イ 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関する事 ウ 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関する事 エ 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関する事 オ 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関する事 カ 応急用食料・物資の支援に関する事
中部森林管理局	ア 森林、治山による災害予防に関する事 イ 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関する事 ウ 国有林野の火災防止等保全管理に関する事
中部経済産業局	ア 産業の被害情報に係る情報の収集及び関係機関との連絡調整に関する事 イ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報の収集及び関係機関との連絡調整に関する事 ウ 電気、ガス、工業用水の供給確保に関する事 エ 中小企業の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関する事 オ 災害対策本部等への職員の派遣に関する事
中部近畿産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関する事

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北 陸 地 方 整 備 局	ア 管理河川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関すること イ 管理河川流域の砂防工事に関すること ウ 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること エ ダムの建設工事に関すること オ 直轄国道の新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること カ 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること キ 航路の整備、保全及び管理に関すること ク 国が行う海洋汚染の防除に関すること ケ 港湾に係る海岸の整備、利用、保全、その他の管理に関すること コ 土砂災害緊急情報の発表等に関すること サ 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること
北 陸 信 越 運 輸 局	ア 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関すること イ 災害時における自動車の調達、あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関すること ウ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること エ 災害時における船舶調達、あつせんに関すること オ 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関すること カ 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関すること
大 阪 航 空 局 小 松 空 港 事 務 所	ア 災害時における富山空港の措置に関すること イ 空港災害の防止対策及び応急措置に関すること
東 京 管 区 気 象 台 富 山 気 象 台	ア 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること エ 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること カ 災害対策本部等への職員の派遣に関すること
第九管区海上保安本部 伏 木 海 上 保 安 部	ア 海上災害における救助及び救難に関すること イ 海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること ウ 海上災害の防止対策及び応急措置に関すること エ 船舶等への気象警報の伝達等に関すること オ 災害時における援助に関すること
国 土 地 理 院 北 陸 地 方 測 量 部	ア 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること イ 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること ウ 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること
中部地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること イ 災害時における廃棄物に関すること

(4) 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 北陸支社	ア 災害時における郵便業務の確保に関すること イ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
日本銀行富山事務所	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること イ 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	ア 鉄道輸送の安全確保に関すること イ 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること
中日本高速道路株式会社 金沢支社	ア 北陸自動車道、東海北陸自動車道及び舞鶴若狭自動車道の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること
西日本電信電話(株) (株)NTTドコモ 北陸支社	ア 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること イ 災害時における緊急通話及び通信の確保に関すること
KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
日本赤十字社 富山県支部	ア 災害時における医療救護に関すること イ 災害時の血液製剤の供給に関すること ウ 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること エ その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること
日本放送協会 富山放送局	ア 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること イ 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること ウ 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること
独立行政法人 国立病院機構	ア 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること イ 所管の県内施設及び近県施設により災害患者の収容、治療に関すること ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせること
北陸電力株式会社	ア 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること イ 災害時における電力供給の確保に関すること
北陸電力送配電株式会社	ア 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること イ 災害時における電力供給の確保に関すること
関西電力株式会社 北陸支社	ア 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
関西電力送配電株式会社 北陸本部	ア 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること イ 災害時における電力融通に関すること
日本通運株式会社 北陸東支店	ア 災害時における緊急輸送の確保に関すること

(5) 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	ア 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること イ 災害時における応急復旧活動に関すること

(6) 指定地方公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道(株) あいの風とやま鉄道(株) 加越能バス(株)	ア 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること イ 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること ウ 災害時における被災地との交通の確保に関すること
ガス供給事業会社等 日本海ガス(株) 高岡ガス(株) (一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部 (一社)富山県エルピーガス協会	ア 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること イ ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること ウ 市民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること
自動車運送事業会社 (一社)富山県トラック協会	ア 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること イ 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること
報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)北國新聞社富山本社 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	ア 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること イ 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること
(公社)富山県医師会 (公社)富山県看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動に関すること イ 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
(福)富山県社会福祉協議会	ア 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること イ 災害派遣福祉チーム(DWAT)の編成と派遣の手続きに関すること
土地改良区	ア 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
指定水防管理団体	ア 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること

(7) その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
アルプス農業協同組合 滑川漁業協同組合 新川森林組合	ア 市が行う農林漁業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に關すること イ 農作物、林産物等の被害応急対策についての指導に關すること ウ 被災農家に対する融資又はそのあつせんに関する事 エ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に關すること オ 飼料、肥料等の確保対策に關すること カ 林野火災の予防に關すること
滑川市医師会	ア 災害時における医療救護活動に關すること
病院等医療施設の管理者	ア 避難所の確保と避難訓練の実施に關すること イ 災害時における負傷者の医療救護、助産及び収容患者に対する医療の確保に關すること
滑川商工会議所	ア 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資あつせん等の協力に關すること イ 災害時における物価安定についての協力に關すること ウ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあつせんに関する事
滑川市社会福祉協議会	ア 災害救助金品の募集、被災者の救援その他市が実施する応急対策についての協力に關すること イ 災害救援ボランティアとの連携に關すること
社会福祉施設の管理者	ア 避難所の確保と避難訓練の実施に關すること イ 災害時における入所者の安全の確保に關すること ウ 災害時における緊急入所者の受入れに關すること
(株)TAM (NET3)	ア 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に關すること イ 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に關すること
富山地区広域圏事務組合	ア 災害時におけるし尿の処理に關すること イ 災害時におけるごみの処理に關すること
富山県東部消防組合	ア 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに關すること。 イ 被災者の救出及び救急搬送に關すること。 ウ 近隣市町村消防関係機関との相互応援に關すること。

第4節 自然的特長、社会的要因と災害記録

1 地形的特性

本市は、富山県の中央部からやや北東寄りに富山湾に面し位置する。東側は早月川を境界に魚津市と、南西側は郷川とこれに合流する上市川下流部を境界に上市町と富山市に接しており、面積は54.62平方キロメートルである。

地形は県南東部に山嶺を連ねる北アルプスを背景に、加積山麓階とよばれる旧扇状地の台地や上大浦を扇頂に扇端が海岸線に広がる新扇状地などによって構成されている。海岸線から約4キロメートルにわたっては平地が広がっており、海岸線はすべて平地と接続している。

沿岸部西側には歴史のある市街地が広がり、その他の平野部は田園地帯に住居が点在する散居村が広がっている。

位置	広さ	面積・海岸線・標高	
北緯 36度41分～北緯 36度47分 東経137度19分～東経137度27分	東西 8.5km	面積	54.62 km ²
	南北 8.5km	海岸線	7.9 km
		標高（最高）	630 m

2 気象的特性

(1) 春

冬から夏への転換期で、初めは天候の変化が激しいが次第に春めいてくる。

発達した低気圧が日本海を通ることが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水等が発生しやすい。

(2) 夏

梅雨前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天候が続く。後半は前線が日本海側まで北上し、大雨となることが多い。

梅雨明け後は太平洋高気圧に覆われて天候が安定し暑い日が続くが、発達した積乱雲により、短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。

(3) 秋

移動性の高気圧に覆われて秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台風により、曇りや雨のぐずついた天候が続くこともある。

晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山間部で降雪が始まり、平地では肌寒いしぐれ模様の天候となる。

(4) 冬

冬型の気圧配置により、曇りや雨、雪の日が多くなる。日本海上空に強い寒気が流れ込むと、雪の降る日が続く、降雪量が増えることもある。

海上は波の高い日が多く、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

3 社会的特性

災害は、気象、地形、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。

(1) 人口・世帯

令和7年3月現在、本市における総人口は32,407人、世帯数は12,981世帯となっている。人口は若干の減少傾向にあるが世帯数は増加傾向にあり、核家族化が着実に進行している。

また、近年では道路網の整備に伴い、国道8号と県道富山滑川魚津線（旧国道8号）周辺を中心に住宅地等の開発が進められている。それ以外の地域、特に中山間地及び沿岸部西側の市街地においては人口減少と高齢化が進行しており、災害時における初動体制及び避難体制等防災対策に多大な影響を及ぼすと考えられる。

(2) 市街地

沿岸部西側の市街地の一部では住宅等の老朽化・空き家化が進んでおり、こうした状況は災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となると考えられる。

(3) 交通機関の発達

鉄道の発展、北陸自動車道等の交通網の整備により移動の利便性が向上したが、自然災害による大規模な交通混乱の発生など、災害の2次被害へと進展することが懸念される。

(4) 生活環境の変化

生活様式の変化により電力、上下水道、携帯電話等のライフラインへの依存度が高まる中で、それらに災害による障害が発生した場合には、市民生活や経済活動、被災後の様々な支援活動等に大きな影響を及ぼす可能性がある。

このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、保管的機能の充実が必要である。

(5) コミュニティ活動の停滞

核家族化の進展や集合住宅の増加など、社会構造の変化に伴い、特に新興住宅地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。地域において被害を少しでも軽減するためには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

(6) 要配慮者（避難行動要支援者）の増加

著しい高齢化の進行による高齢者の増加に加え、障がい者、外国人等の要配慮者（避難行動要支援者）が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、福祉的な支援の充実や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

(7) 男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(8) 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、災害対策の分野もその影響を大きく受け、消防・救助活動や避難所の開設・運営について、新型コロナウイルス感染症を含む感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症」という。）への対応が求められている。

災害時における新型コロナウイルス等感染症の流行時の経験を踏まえ、災害対応に

当たる職員等の健康管理やマスク着用等の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

4 災害記録

市域並びに市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした主な災害は、資料1に示すとおりである。

第5節 災害の危険性

市民の生命・財産を守るため災害に強いまちづくりを積極的に推進していかなければならない。そのためには、まず災害の危険性を把握する必要がある。

1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方

(1) 最大クラスの地震の想定

市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震発生可能性の長期評価、強振動評価及び津波評価を行っている国の地震調査研究推進本部と連携するものとする。

(2) 被害想定

国、県及び市は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、県、市、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。県、市においては、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

2 地震災害の危険性

(1) 活断層

断層とは、ある面を境として両側にずれのみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約200万年前から現在までの間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。活断層は、地震の発生源となりうる断層であることから、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されている。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている県内の主な活断層については次のとおりである。

ア 跡津川断層帯

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約69kmで、ほぼ東北東―西南西方向に延び

る。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約2～3m/千年、最新の活動は1858年（安政5年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約4.5～8mの右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約2,300年～2,700年と推定される。

イ 牛首断層帯

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約54kmで、ほぼ北東—南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は11世紀以後、12世紀以前、平均活動間隔は約5,000年～7,100年と推定される。

ウ 魚津断層帯

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約32kmで、概ね北北東—南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約0.3m/千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は8千年程度以下の可能性がある。

魚津断層帯の特性

（文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会公表）

項目	特性	信頼度
1. 断層帯の位置・形態		
(1) 断層帯を構成する断層	不動堂断層、魚津断層、石垣平断層、大浦断層など	
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 （北東端）北緯36° 55′ 東経137° 34′ （南西端）北緯36° 41′ 東経137° 22′ 長さ 約32Km	中程度 中程度 中程度
	地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0Km 一般走向 N30° E 傾斜 南東傾斜 幅 不明	中程度 高い 中程度 中程度 中程度
(3) 断層のずれの向きと種類	南東側隆起の逆断層 （北東端付近では右横ずれ成分を伴う）	中程度

2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	約0.3m／千年以上（上下成分）		低い
(2) 過去の活動時期	不明		
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量	2－3m程度（上下成分）	低い
	平均活動間隔	8千年程度以下	低い
(4) 過去の活動区間	断層帯全体で1区間		中程度
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間	断層帯全体で1区間	中程度
	地震の規模	マグニチュード7.3程度	中程度
	ずれの量	2－3m程度（上下成分）	低い

エ 砺波平野断層帯西部

砺波平野断層帯西部は、長さは約26kmで、概ね北東－南西方向に延びる。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は、0.3～0.4m/千年程度以上、最新の活動は約6,900年前以後、1世紀以前、平均活動間隔は約6,000～12,000年若しくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

オ 砺波平野断層帯東部

砺波平野断層帯東部は、長さは約21kmで、北北東－南南西方向に延び、清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は、0.3～0.4m/千年程度、最新の活動は約4,300年前以後、約3,600年前以前、平均活動間隔は約3,000～7,000年程度であったと推定される。

カ 呉羽山断層帯

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約22km以上とされているが、平成23年5月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長12.7km、総延長約35kmとされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は、0.4～0.6m/千年程度、最新の活動は約3,500年前以後、7世紀以前であった可能性がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は約3,000～5,000年程度であった可能性がある。

キ 庄川断層帯

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西－南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と

三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は11世紀以後、16世紀以前と推定され、平均活動間隔は約3,600～6,900年の可能性がある。

(2) 富山県に関する活断層の地震評価(地震調査研究推進本部)

地震調査研究推進本部は、全国の主要な110の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯、平成19年5月に魚津断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「Sランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「Aランク（やや高いグループ）」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク（高いグループ）」、0.1%以上～3%未満を「Aランク（やや高いグループ）」としている。）

長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部（石動、法林寺断層）	M7.2	A	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下	約6,900年前 ～1世紀
砺波平野断層帯東部（清水断層）	M7.0	S	0.04%～6%	3,000年～ 7,000年程度	約4,300年前 ～3,600年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ0%～5%	3,000年～ 5,000年程度	約3,500年前 ～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約2,300年～ 2,700年	1858年 飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約3,600年～ 6,900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ0%	約5,000～ 7,100年	11～12世紀
魚津断層帯	M7.3	A	0.4%以上	8,000年程度以下	不明

<参考>その他本県に影響を及ぼす活断層

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	S	2%～8%	1,700年 ～2,200年程度	約2,000年前 ～4世紀

邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約 1,200 年 ～1,900年程度	約3,200 年前 ～9 世紀
--------	------	---	----	------------------------	--------------------

＜参考＞1995年（平成7年）兵庫県南部地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30 年内)	平均活動間隔	最新活動時期
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	M7.3	0.02%～8%	約1,700年 ～3,500年	

＜参考＞2011 年（平成23年）東北地方太平洋沖地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30 年内)	平均活動間隔	最新活動時期
東海北陸地方太平洋域地震	M9.0	10%～20%	600年程度	約500年～ 600年前

(3) 液状化

液状化は、地下水面が比較的高く、水分を多く含んで飽和した状態でゆるく堆積している砂地盤特有の現象である。砂の粒径が0.1mm前後の細粒で、間隔がゆるいもの、また細粒分が少なく粒径がほぼ均一なものほど液状化しやすく、液状化した地盤は、重いものは沈み軽いものは浮上するとともに、地盤が低い方へ流れる側方流動を起こす場合もある。

本市が、平成8年度に実施した「アセスメント調査」によれば、液状化の危険度を予測した結果は、次のとおりである。

ア 大規模な液状化が発生する区域

早月川沿いの地域、郷川沿いの地域、高知川沿いの地域、海岸沿いの地域の一部、
上市川河口部及び上市川沿いの有金地内

イ 中規模な液状化が発生する地域

滑川東地区、滑川西地区及び西加積地区並びに中加積地区の上市川沿いの地域

ウ 詳細な液状化の検討が必要な区域

西加積地区の上市川沿いの地域と滑川西地区

2 津波災害の危険性

(1) 想定した津波の概要

国の防災基本計画においては、津波被害想定の設定に当たって、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本としている。

ア 発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）

イ 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

富山県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記イに

については、文献調査において、600年～1,000年に一度と推定される東日本大震災のような海溝型の甚大な被害をもたらす津波は確認されていない。また、上記アの「比較的発生頻度の高い津波」についても、文献調査において被害をもたらすような津波は確認されていない。

県が平成23年度に実施した津波シミュレーションの調査結果は、想定外ということがないようあらゆる可能性を考慮して、富山県に影響を及ぼすおそれのある津波を想定したものであった。

その後、津波防災地域防災づくりに関する法律等に基づき平成26年8月に国土交通省等の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、また、平成27年10月には東京大学地震研究所の「日本海地震・津波調査プロジェクト」から、日本海域における新たな断層モデル等が公表された。

新たな科学的知見の公表を受け、県が平成28年度に実施した津波シミュレーションの調査結果は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定に必要な調査の対象とする断層として、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖及び富山湾西側の断層並びに平成24年3月に県が公表した「富山県津波シミュレーション調査」の対象断層のうち、発生確率の極めて低い、3,000年～5,000年に1度程度の呉羽山断層帯による津波を想定したものである。

(2) 対象断層

対象断層	想定 地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖 ※ 3つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m (最大クラス推定式)	長さ 86km 幅 23km
富山湾西側 ※ 2つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m (最大クラス推定式)	長さ 43km 幅 18km
呉羽山断層帯	M7.4	2.77m (実測値)	長さ 35km 幅 22km

(3) 沿岸自治体ごとに想定される最高津波水位及び最高津波水位の到達時間の予測結果

沿岸 市町	糸魚川沖 (F41)		富山湾西側 (F45)		呉羽山断層帯	
	水位 (m)	到達時間 (分)	水位 (m)	到達時間 (分)	水位 (m)	到達時間 (分)
滑川市	3.1	16	5.6	9	6.8	3
富山市	4.3	48	4.7	11	5.5	2
高岡市	3.3	16	3.2	18	2.4	28
魚津市	3.1	16	4.9	6	5.5	2
氷見市	3.8	15	7.2	10	4.6	25
黒部市	3.2	19	5.0	6	3.6	4
射水市	3.5	64	4.2	7	4.1	17

入善町	5.3	27	10.2	7	2.7	10
朝日町	5.7	40	6.3	9	2.8	33

(4) 沿岸自治体ごとに想定される浸水域

(単位：k m²)

沿岸 市町	断層別浸水面積			最大浸水面積 (重ね合わせ)
	糸魚川沖	富山湾西側	呉羽山断層帯	
滑川市	0.1	0.3	1.2	1.2
富山市	2.0	1.4	1.6	2.5
高岡市	0.7	0.3	0.3	0.7
魚津市	0.4	0.5	0.7	0.8
氷見市	2.0	1.5	1.9	2.4
黒部市	0.5	1.6	0.5	1.6
射水市	5.1	1.8	3.1	5.4
入善町	0.5	2.8	0.1	2.8
朝日町	0.5	0.4	0.1	0.5

(参考) 浸水深の区域

浸水深	海岸からの距離	市町ごとの面積(km ²)
5m以上10m未満	概ね10m以内	滑川市 0.0003 、魚津市 0.0001、氷見市 0.0025、入善町 0.0247、朝日町 0.0001
3m以上5m未満	概ね20m以内 一部地域で最大200m	滑川市 0.0288 、富山市 0.0365、高岡市 0.0004、魚津市 0.0046、氷見市 0.0295、黒部市 0.0275、射水市 0.0008、入善町 0.1593、朝日町 0.0625
1m以上3m未満	概ね200～300m以内 一部地域で最大400m	滑川市 0.3325 、富山市 0.7382、高岡市 0.1146、魚津市 0.1805、氷見市 0.6223、黒部市 0.3526、射水市 0.3692、入善町 1,2542、朝日町 0.2194

※ 資料「滑川市津波ハザードマップ」

3 水害の危険性

(1) 河川氾濫等

本市は、早月川、上市川などの急流河川を有している。

早月川、上市川は、急峻な山地を水源とし、水源から河口の富山湾まで距離が短いため、急流で流域面積も小さいのが特徴である。

早月川は土砂の供給量が多く扇状地が発達している。扇状地面上で破堤した場合、洪水流は面上に刻まれた旧河川道沿いに流下する。

上市川は、中流から下流にかけてひどく蛇行していたことから、過去に多くの水害や土砂災害が発生したこともあり、河川改修が行われ現在は直線的な流れに変わり、また、

上流域に洪水調節機能を有する上市川ダムが完成したことにより水害が起こりにくい環境となった。

早月川・上市川のほか、中川、沖田川、多数の排水路や用水路、準用河川があり、河川や水路の狭窄部や合流部、暗渠部等では排水不良を原因とする氾濫や浸水被害も多くみられ、また、豪雨による都市型の浸水被害が発生する可能性が高いといえる。

河川氾濫は、過去の災害履歴等を参考にその状況を考察すると、前線の活動が活発化したときに集中豪雨の発生が多い。7月から8月に多く、1日の降雨量が110mmを超すと、家屋の浸水被害、用排水路の氾濫による道路や田畑の冠水被害が発生しやすくなるため、内水災害に注意する必要がある。

内水災害を受けやすい所として、次のものが挙げられる。

ア 旧河道、後背低地などの分布する氾濫平野や谷底低地などの低地

イ 都市化された台地上の凹地

ウ 出口がふさがれている谷底低地

滑川市では、特にアとウに相当する場所が内水災害を受けやすい。

また、河川の堤防が壊れたり、河川の水が堤防を越えて流入したりする外水災害が発生しやすい箇所は、次のものが挙げられる。

エ 河道の屈曲部

オ 合流地点付近

カ 河幅の急変部

滑川市では、特にエとオに相当する箇所に注意が必要である。

《浸水想定区域図対象河川》

ア 早月川

イ 中川

ウ 沖田川

エ 上市川

オ 白岩川

カ 常願寺川

※ 資料「滑川市洪水ハザードマップ」

(2) 高波

北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときには、「寄り周り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがあり、沿岸部に浸水・流失の被害が生じる危険性がある。

(3) 高潮

高潮による直接の被害の可能性は低いものの、低気圧等による潮位の上昇や降雨による河川上昇等の条件によっては、沿岸部河川沿いで内水による浸水被害がでる可能性がある。

4 土砂災害の危険性

土砂災害の中で最も人的被害が多いものは、急傾斜地災害であり、次いで土石流災害、地すべり災害の順である。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

過去の土砂災害を調査した結果によると、滑川市では土砂災害の発生は少ないが、地形から土砂災害の発生する可能性のある地域は、蓑輪・東福寺・東福寺野・小森・大浦・大日・本江の地域である。

(1) 地すべり危険箇所 → 蓑輪・東福寺・大浦・千鳥・東福寺野・小森

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所 → 蓑輪・東福寺・大浦・本江・小森・大崎野

(3) 土石流危険区域 → 蓑輪・小森・本江

※ 資料「滑川市土砂災害ハザードマップ」

5 雪害の危険性

大雪は、山地に多く降る山雪と平野部を中心として降る里雪に大別されるが、山・里ともに大雪となることも少なくない。雪質は湿り気が多いのが特徴である。

また、年末から年始、1月半ば前後、節分頃には大雪に見舞われることが多いので、特に注意が必要である。

積雪、降雪により、道路をはじめとして各種の交通に支障をきたすことや家屋等の損壊被害が発生するなど地域経済社会に与える影響が大きいものがある。特に、山間部にあっては、雪崩の発生も危惧され、人家の被害や孤立集落が発生する可能性もある。

過去の雪害を調査した結果によると、滑川市では雪崩の発生が少ないが、地形から雪崩の発生する可能性が高い地域は、大浦・蓑輪・東福寺・本江・小森である。

6 事故災害の危険性

交通網の発達により、多くの自動車を利用される等、自動車に依存する部分は多いものがあり、事故災害に繋がる可能性や、他の災害において交通混乱を引き起こし被害が拡大することが懸念される。

第6節 被害の想定

地震には、海溝型地震や内陸型地震等、様々なタイプがあるが、過去の記録から、富山県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸直下の地震が考えられる。

地震の被害想定は、富山県内でこのような内陸直下の地震が起きた場合において、富山県における諸般の自然条件及び社会条件を反映させた上で、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものである。

1 地震の想定

防災上考慮すべき地震の求め方は、必ずしも一定の方法が確定されているわけではない。過去の地震歴が不明の場合には、適当な地震を設定し、被害想定を行うことになるが、その地方の地震歴が判明している場合には、総計処理によって再現期間に対応したマグニチュード等を採用することが多い。しかし、どの程度の再現期間をとるかによって想定される地震規模は大きく異なる。

本計画による地震の想定については、国及び富山県等が行った地震調査研究事業の結果を踏まえ、牛首断層、魚津断層、呉羽山断層、高清水断層、黒菱断層、庄川断層、常念寺断層、石動断層、猫又山断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。

2 被害の想定

牛首断層、魚津断層、呉羽山断層、高清水断層、黒菱断層、庄川断層、常念寺断層、石動断層、猫又山断層を震源とする直下型地震が発生した際の各々の震度分布図を作成し、50mメッシュごとに最大値を表したもので、一つの地震発生時の震度とは異なる。

3 被害想定の概況

(1) 予想震度分布

地震の予測震度は地震ハザードマップのとおりであり、市全域の震度分布は震度5強～7を示している。

(2) 地盤の液状化

地盤の液状化については、液状化マップ（地震ハザードマップ裏面）のとおりである。

(3) 被害の概要

被害の概要については、危険度マップ（地震ハザードマップ裏面）のとおりである。

また、地震発生時に通行を確保すべき道路として「富山県地域防災計画」に定める滑川市の緊急輸送道路については、これらの路線の沿道に災害時に道路閉塞が懸念される建築物が54件あり、緊急輸送道路の閉塞が懸念される。

(4) 津波による被害想定

ア 想定される被害の規模

津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

イ 沿岸自治体ごとに想定される被害

沿岸 市町	糸魚川沖			富山湾西側			呉羽山断層帯		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
滑川市	0	8	0	3	29	2	89	426	38
富山市	67	132	0	31	48	2	16	55	9
高岡市	1	53	1	3	16	2	0	3	0
魚津市	0	93	15	3	78	21	11	180	31
氷見市	220	363	12	4	44	21	165	418	6
黒部市	0	3	1	9	147	41	0	6	6
射水市	43	362	6	0	73	4	9	182	9
入善町	0	0	0	7	62	11	0	0	0
朝日町	1	6	0	1	2	1	0	0	0

※ 死者数は、深夜人口をもとに、「早期避難70%、用事後避難30%」の場合の数値

第7節 災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他防災関係機関相互の有機的連携を図り、市民、関係団体、ボランティア等の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 滑川市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、滑川市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、滑川市防災会議を置く（滑川市防災会議条例（昭和38年条例第23号）資料11-1）

2 滑川市災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づく滑川市災害対策本部の組織は、滑川市災害対策本部条例（昭和38年条例第24号、資料11-3）及び本計画に定めるところによるものとする。

(1) 設置基準

ア 地震

- (ア) 震度5強以上の地震を観測したとき。
- (イ) 大津波警報が発表されたとき。
- (ウ) 地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

イ 風水害等

- (ア) 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。

(2) 設置場所

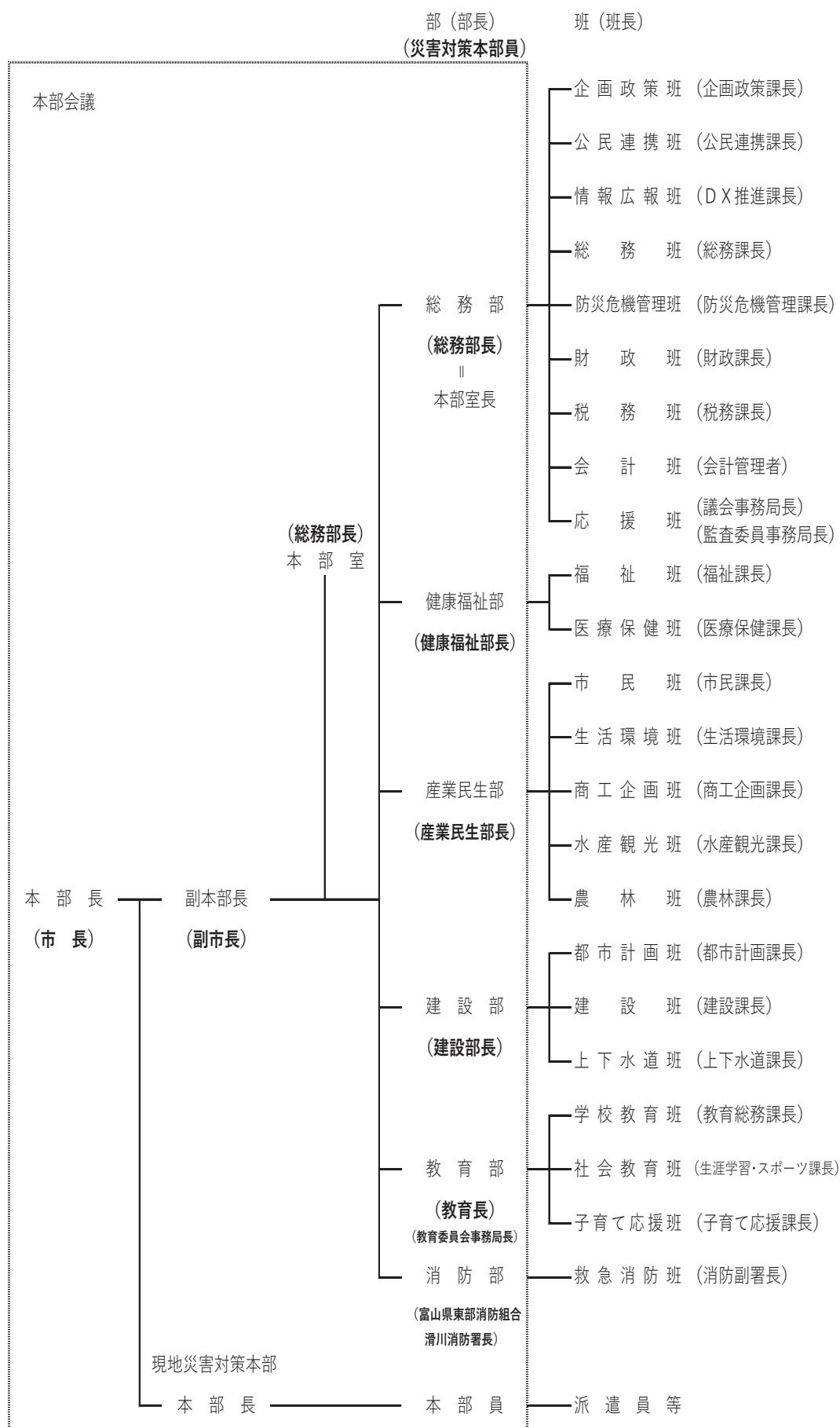
災害対策本部は、滑川市役所に置く。

なお、市庁舎が被災のため使用できない場合は、滑川市民交流プラザ又は富山県東部消防組合消防本部滑川消防署（以下「滑川消防署」という。）に設置する。

(3) 組織系統

滑川市災害対策本部の組織系統は、次のとおりとする。

滑川市災害対策本部組織図



(4) 任務分担

各組織の任務分担等は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部長（市長）

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策本部副本部長（副市長）

災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部会議

(ア) 本部長、副本部長及び本部員でもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。

- a 災害応急対策の基本方針に関すること。
- b 動員配備体制に関すること。
- c 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- d 自衛隊の災害派遣に関すること。
- e 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- f 応援協定締結市等への応援要請に関すること。
- g その他、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止に関すること。

(イ) 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは本部会議を招集する。

(ウ) 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

(エ) 本部員は、その所管事項に関し、本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部会議に付議しなければならない。

エ 本部室

(ア) 当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

(イ) 本部室長は、総務部長を充てる。

(ウ) 本部室要員は、あらかじめ指定された職員を充てる。

(エ) 本部室は、次の事項を処理する。

- a 各種情報の管理に関すること。
- b 各部班の活動状況の把握に関すること。
- c 広域応援（自衛隊の災害派遣を含む。）の調整に関すること。
- d 防災活動全般の調整に関すること。
- e 本部会議の運営に関すること。

オ 各部・班

(ア) 市災害対策本部に部、班を設ける。

(イ) 別表の分掌事務により災害応急対策を遂行する。

カ 現地災害対策本部

本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、緊急に円滑かつ的確な防災活動の実施を図るため、被災現場近くの公

共施設等が必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

現地対策本部長は、副市長を充てる。

キ 災害対策本部の解散

本部長は、災害応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部又は現地災害対策本部を解散する。また、解散したときは、市長は、県知事、防災関係機関等にその旨を通知する。

部 (部長)	分掌事務	班 (班長)	分掌事務
総 務 部 (総 務 部 長)	災 害 対 策 本 部の運営、各 部 及 び 関 係 機 関 等 と の 連 絡 調 整、職 員 の 配 置、要 望 事 項 の と り ま と め 及 び 財 務 に 関 する こと。	企 画 政 策 班 (企画政策課長)	(1) 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取 りまとめに關すること。 (2) 本部長、副本部長の秘書に關すること。 (3) 視察者及び見舞者の応接に關すること。 (4) 災害功労者の表彰及び礼状の發送に關するこ と。 (5) 災害写真の撮影、収集等に關すること。 (6) 災害時の広報に關すること。 (7) その他災害に關する広報資料収集及び提供に 關すること。 (8) 広報活動に關すること。 (9) 報道機関との連絡に關すること。 (10) その他各部各班に属さないこと。
		公 民 連 携 班 (公民連携課長)	(1) 災害情報の情報発信に關すること。 (2) 災害時応援協定等に關すること。 (3) 他班の応援に關すること。
		情 報 広 報 班 (DX推進課長)	(1) 災害情報の情報発信に關すること (2) 情報セキュリティの確保に關すること。
		総 務 班 (総 務 課 長)	(1) 災害時における県及び他市町村への応援依頼 に關すること。 (2) 職員のり災給付に關すること。 (3) 部内の連絡調整に關すること。 (4) 各部各班との連絡調整に關すること。
		防災危機管理班 (防災危機管理課長)	(1) 災害対策本部の運営に關すること。 (2) 本部会議に關すること。 (3) 防災行政無線の運用に關すること。 (4) 県防災行政無線、県総合防災情報システムに關 すること。 (5) 各部からの被害報告の取りまとめに關するこ と。 (6) 職員の非常配備、動員招集及び配置に關するこ と。 (7) 避難情報に關すること。 (8) 国・県との連絡調整に關すること。 (9) 自衛隊の出動要請に關すること。 (10) 防災会議に關すること。 (11) 防災関係機関との連絡に關すること。 (12) 災害対策に必要な統計に關すること。 (13) 消防団活動の全般に關すること。 (14) 自主防災組織に關すること。
		財 政 班 (財 政 課 長)	(1) 災害対策に關する予算措置に關すること。 (2) 市有財産の被害調査の取りまとめに關するこ と。 (3) 市有財産の災害対策及び修理に關すること。 (4) 市有自動車の配備に關すること。

部 (部長)	分掌事務	班 (班長)	分掌事務
			(5)臨時電話、放送設備の整備に関すること。 (6)気象情報の授受及び通報に関すること。 (7)応急公用負担に関すること。 (8)避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設) (9)他班の応援に関すること。
		税 務 班 (税 務 課 長)	(1)被害認定調査に関すること。 (2)被災者台帳の作成及び被災証明の発行に関すること。 (3)災害に伴う市税の減免等に関すること。 (4)避難所の開設及び運営等に関すること。 (5)他班の応援に関すること。
		会 計 班 (会 計 管 理 者)	(1)災害救助資金等の出納に関すること。 (2)義援金の出納保管に関すること。 (3)用度品に関すること。
		応 援 班 (議会事務局長)	(1)市議会との連絡に関すること。 (2)他班の応援に関すること。
		応 援 班 (監査委員事務局長)	(1)他班の応援に関すること。
健 康 福 祉 部 (健康福祉部長)	災害救助、医療救護及び社会福祉関係の災害対策に関すること。	福 祉 班 (福 祉 課 長)	(1)災害救助活動の総括に関すること。 (2)災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用申請に関すること。 (3)災害救助法に基づく救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 (4)被災者台帳の作成及び被災証明の発行に関すること。 (5)被災者に対する生活保護及び法外援護に関すること。(見舞金品の取扱いを含む。) (6)義援金、義援物品の出納保管に関すること。 (7)社会福祉施設の災害対策に関すること。 (8)避難行動要支援者対策の総括に関すること。 (9)避難行動要支援者の避難及び援護に関すること。 (10)災害救援ボランティアに関すること。 (11)身元不明者に関すること。 (12)避難所の開設及び運営等に関すること。 (13)部内の連絡調整に関すること。
		医 療 保 健 班 (医療保健課長)	(1)被災者の医療救護に関すること。 (2)救護班の編成に関すること。 (3)救護所の開設及び救助用医薬品に関すること。 (4)近隣医療機関との連携に関すること。 (5)被災者及び応援者に対する炊き出しの確保並びに給与に関すること。 (6)社会福祉施設の災害対策に関すること。 (7)避難行動要支援者の避難及び援護に関するこ

部 (部長)	分掌事務	班 (班長)	分掌事務
			と。 (8)避難所の開設及び運営等に関すること。 (9)福祉班の応援に関すること。
産業民生部 (産業民生部長)	施設等の災害対策、環境衛生の保持、防疫対策、農畜産物関係、農地林務関係、商工業関係、水産業関係及び観光関係の災害対策に関すること。	市民班 (市民課長)	(1)自衛隊との連絡に関すること。 (2)行方不明者等に係る捜索依頼、届出の受付及びこれに関する連絡、指導、指示に関すること。 (3)町内会並びに諸団体との連絡に関すること。 (4)災害時の各種住民相談に関すること。 (5)他班の応援に関すること。 (6)部内の連絡調整に関すること。
		生活環境班 (生活環境課長)	(1)防疫対策の樹立及び伝染病予防に関すること。 (2)ごみ、し尿等の環境衛生の保持に関すること。 (3)応急仮設トイレ等の確保設置に関すること。 (4)環境衛生関係施設の災害対策に関すること。 (5)防犯協会との連絡調整に関すること。 (6)交通情報の収集把握に関すること。 (7)交通指導に関すること。 (8)交通機関との連絡調整に関すること。 (9)災害時の企業の公害発生防止指導に関すること。 (10)公害苦情等の処理及び対策に関すること。 (11)死体の検案、安置、埋葬に関すること。 (12)火葬施設及び安置所に関すること。
		商工企画班 (商工企画課長)	(1)商工業関係資材等の緊急輸送手配に関すること。 (2)工業、事業所等の災害対策に関すること。 (3)中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。 (4)労働者災害状況調査に関すること。 (5)燃料等の調達に関すること。 (6)産業経済団体との連絡調整に関すること。
		水産観光班 (水産観光課長)	(1)観光施設の災害対策に関すること。 (2)観光客の災害応急対策に関すること。 (3)水産関係の災害対策に関すること。 (4)漁港施設の災害対策に関すること。 (5)漁船、ボート、川舟等の応急使用に関すること。 (6)水産物の調達に関すること。
		農林班 (農林課長)	(1)農作物及び農畜産林産施設の被害調査に関すること。 (2)災害時の主食、生鮮食料品等の確保に関すること。 (3)農作物及び農業施設の災害対策に関すること。 (4)農作物、種苗及び生産資材の緊急あっせんに関すること。 (5)病害虫発生の防除に関すること。 (6)園芸特産物及び園芸関係施設の災害対策に関すること。

部 (部長)	分掌事務	班 (班長)	分掌事務
			すること。 (7)園芸特産物の種苗及び生産資材の緊急あつせんに関すること。 (8)家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の災害対策に関すること。 (9)家畜飼料に関すること。 (10)家畜の伝染病の防疫に関すること。 (11)農林金融に関すること。 (12)林産物の災害対策に関すること。 (13)産業経済団体との連絡調整に関すること。 (14)避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設) (15)他班の応援に関すること。
建設部 (建設部長)	水防並びに公共土木施設及び都市計画施設の災害対策、上水道施設及び下水道施設の災害対策に関すること。	都市計画班 (都市計画課長)	(1)都市計画施設等の災害対策に関すること。 (2)水防活動、除雪活動等の応援に関すること。 (3)市営住宅の災害対策に関すること。 (4)被災者に対する市営住宅への一時入居に関すること。 (5)応急仮設住宅の建設に関すること。 (6)住宅金融公庫の特別融資に関すること。 (7)市有建築物の応急復旧指導に関すること。 (8)コミュニティ防災センターに関すること。 (9)公共土木施設の被害調査に関すること。 (10)倒壊家屋等の処理に係る指導に関すること。 (11)被害認定調査に関すること。 (12)公園緑地等の災害対策に関すること。
		建設班 (建設課長)	(1)水防情報の収集、水防活動及び水防計画に関すること。 (2)道路、橋りょうの災害対策に関すること。 (3)河川、海岸等の災害対策に関すること。 (4)道路の除雪計画及び実施に関すること。 (5)地滑り、急傾斜地、砂防等の災害対策に関すること。 (6)高潮、津波等による災害対策に関すること。 (7)交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 (8)道路に係るなだれ対策に関すること。 (9)緊急救援物資の輸送及び車両の確保に関すること。 (10)緊急輸送道路に関すること。 (11)障害物の除去、道路啓開に関すること。 (12)応急復旧、緊急措置に要する作業員、車両、重機、諸資材等の確保と調達に関すること。 (13)コミュニティ防災センターに関すること。 (14)農地の災害対策に関すること。 (15)ため池、用排水路、頭首工、農道、農道橋等の農業用施設の災害対策に関すること。

部 (部長)	分掌事務	班 (班長)	分掌事務
			(16)たん水防除に関すること。 (17)地すべり、治山及び林道施設の災害対策に関すること。 (18)農地、林野のなだれ対策及び危害防止に関すること。 (19)ダム及び水門管理者等の指導及び連絡に関すること。 (20)地域ぐるみ除排雪に関すること。 (21)避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設) (22)その他災害復興建設に関すること。 (23)部内の連絡調整に関すること。
		上 下 水 道 班 (上下水道課長)	(1)水道施設の災害対策に関すること。 (2)飲料水の確保供給、衛生管理に関すること。 (3)応急給水活動に関すること。 (4)下水道施設の災害対策に関すること。 (5)農業集落排水施設の災害対策に関すること。 (6)下水道の応急対策に関すること。
教 育 部 (教 育 長) (教育委員会事務局長)	教育関係の 災害対策に 関すること。	教 育 総 務 班 (教育総務課長)	(1)児童・生徒の安全確保に関すること (2)教育関係施設(幼稚園以外)の災害対策に関すること。 (3)被災児童、生徒の授業に関すること。 (4)被災児童、生徒への教科書等の支給に関すること。 (5)被災児童、生徒の保健管理に関すること。 (6)被災児童、生徒の学校給食に関すること。 (7)被災生徒の育英、奨学に関すること。 (8)児童、生徒の避難誘導及び救護保護に関すること。 (9)被災者等の給食に関すること。 (10)避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設) (11)部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
		生涯学習スポーツ班 (生涯学習・スポーツ課長)	(1)社会教育施設の災害対策に関すること。 (2)文化財の災害対策に関すること。 (3)避難所収容者に対する生活指導に関すること。 (4)災害救助活動に協力する婦人会、青年団体等との連絡調整に関すること。 (5)体育施設の災害対策に関すること。 (6)災害救助活動に協力する体育団体と連絡調整に関すること。 (7)避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設)

部 (部長)	分掌事務	班 (班長)	分掌事務
		子育て応援班 (子育て応援課長)	(1)教育・保育施設の災害対策に関すること。 (2)災害時の子供対策に関すること。 (3)被災母子世帯及び被災児童の援護に関すること。 (4)避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設)
消 防 部 (消 防 署 長)	火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよ並びに被災者の救出に関すること。	救 急 消 防 班 (消 防 副 署 長)	(1)火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 (2)被災者の救救出及び救急搬送に関すること。 (3)隣接市町消防機関との相互応援に関すること。